

山梨市農地いきいき特区

都道府県名：

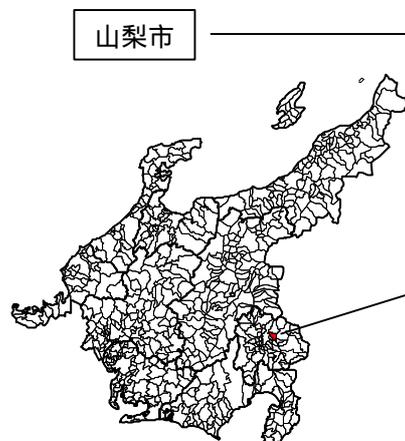
山梨県

申請主体名：

山梨市

区域の範囲：

山梨市の区域の一部（笛吹川右岸区域）



特区の概要：

果樹生産が盛んな地域において一層の果樹振興を図るため、株式会社、NPO等の多様な主体の農業参入や市民農園の開設を進め、果樹、花き、野菜、稲などの体験農業を含めた農業経営を実施することにより、都市住民との交流や観光農業の振興等を図る。

適用される規制の特例措置：

- ・農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認
- ・市民農園の開設者の範囲の拡大

